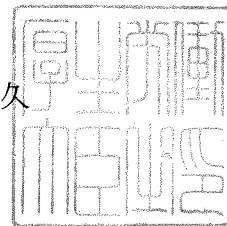


厚生労働省発食安0130第1号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

アラクロール



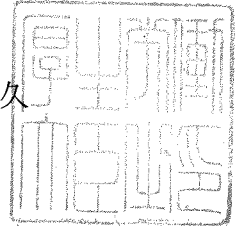
厚生労働省発食安0130第2号

平成25年 1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



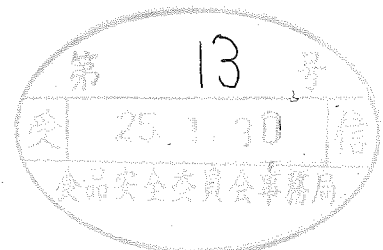
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

シアントラニプロール



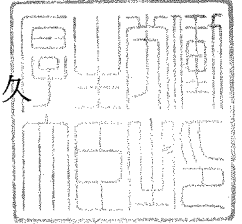
厚生労働省発食安0130第3号

平成25年 1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

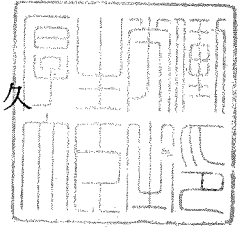
シエノピラフェン



厚生労働省発食安0130第4号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

フロニカミド



大

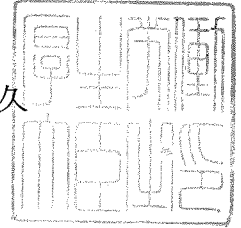
厚生労働省発食安0130第5号

平成25年 1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



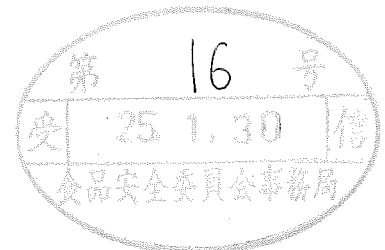
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

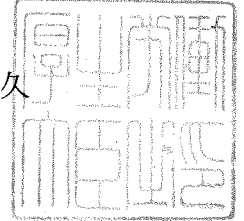
ペンチオピラド



厚生労働省発食安0130第6号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



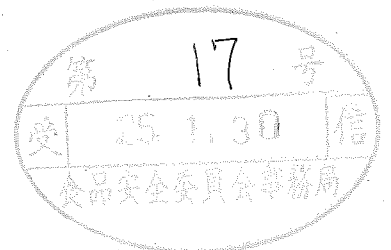
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

メパニピリム

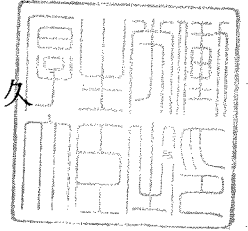


大

厚生労働省発食安0130第7号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



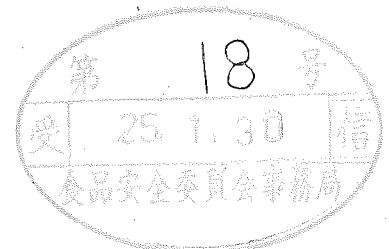
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

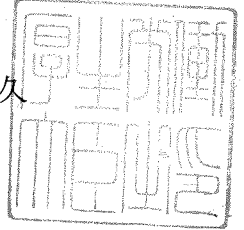
チフェンスルフロンメチル



厚生労働省発食安0130第8号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



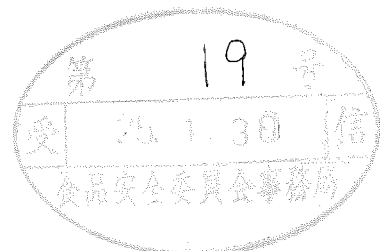
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

クロルピリホスメチル

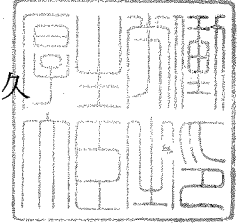


大

厚生労働省発食安0130第9号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



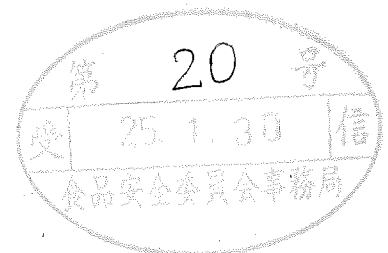
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

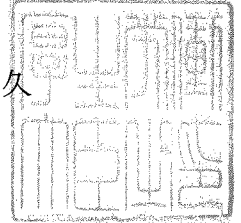
シマジン



厚生労働省発食安0130第10号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

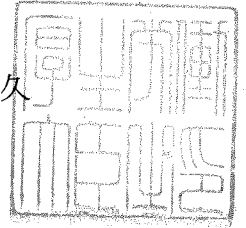
フェンプロパトリン



厚生労働省発食安0130第11号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



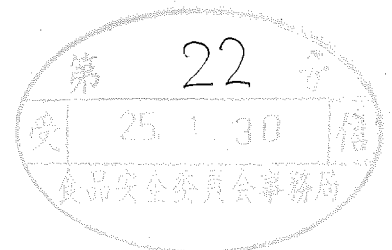
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

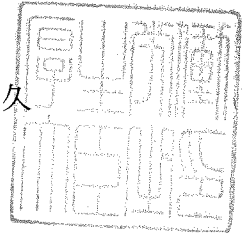
プロメトリン



厚生労働省発食安0130第12号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

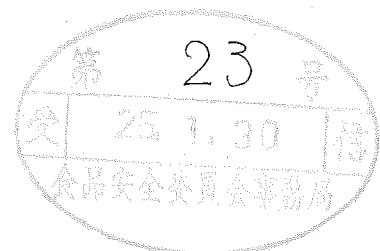
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件の動物用医薬品部分に係る資料については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第1項の規定に基づき、平成25年1月30日付け24消安第4890号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成25年1月30日付け24消安第4889号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同様であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

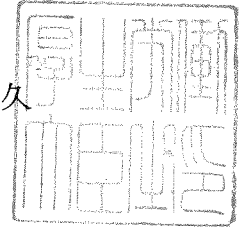
エトキサゾール



厚生労働省発食安0130第13号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



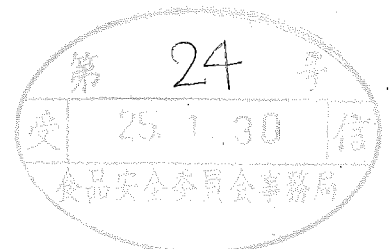
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定
すること

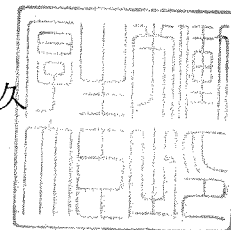
デキサメタゾン



厚生労働省発食安0130第14号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



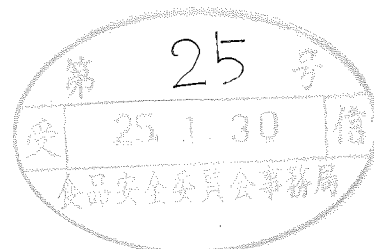
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定
すること

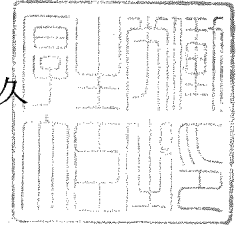
ベタメタゾン



厚生労働省発食安0130第15号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



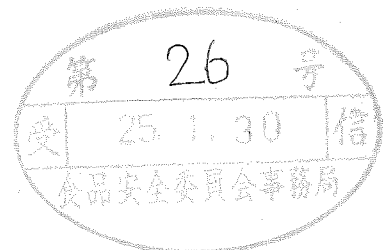
食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定
すること

メトクロプラミド

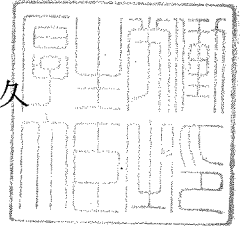


厚生労働省発食安0130第16号
平成25年 1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第1項の規定に基づき、平成25年1月30日付け24消安第4890号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成25年1月30日付け24消安第4889号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同様であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合
(多糖アジュバント加)不活化ワクチン



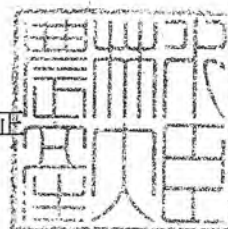


24消安第4824号

平成25年1月21日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の残留基準を設定すること。

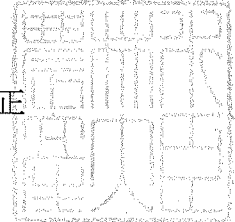
1. クロルピリホスメチル
2. クロルフェンビンホス
3. シマジン
4. パラチオン
5. フェンプロパトリン
6. ヘプタクロル



24消安第4889号
平成25年1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

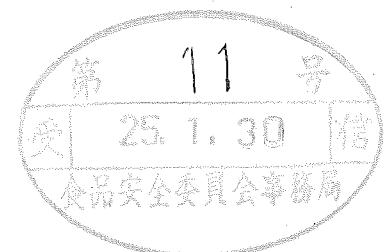
1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

(1) イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン（“京都微研”, マリナ-4）

(2) エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤（ゴッシュ）

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査をすること。

マイコプラズマ・シノビエ感染症凍結生ワクチン（MS生ワクチン(NBI)）



食品健康影響評価の審議状況

(平成25年2月1日現在)

区分	要請件数	うち 24年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 24年度分	意見 募集中	審議中
添加物	132	7	0	132	117	5	3	12
農薬	866	77	0	866	511	67	9	346
うちポジティブリスト関係	393	44	0	393	180	16	6	207
うち清涼飲料水	93		0	93	30	1	3	60
うち飼料中の残留農薬基準	40	13	0	40	6	4	0	34
動物用医薬品	354	36	0	354	284	11	5	65
うちポジティブリスト関係	95	10	0	95	49	1	1	45
化学物質・汚染物質	57		3	60	52	12	0	8
うち清涼飲料水	48		0	48	43	12	0	5
器具・容器包装	16	2	0	16	6	2	1	9
微生物・ウイルス	7	1	1	8	7	1	0	1
プリオン	15	1	2	17	26	3	0	2
かび毒・自然毒等	6		2	8	6		0	3
遺伝子組換え食品等	174	19	0	174	152	23	1	21
新開発食品	75	1	1	76	71		0	7
肥料・飼料等	151	11	0	151	67	21	14	70
うちポジティブリスト関係	92	9	0	92	30	16	13	49
肥飼料・微生物合同	1		0	1	1		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	1,858	155	10	1,868	1,303	145	33	546

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分、平成23年12月8日付で3カ国分、平成24年5月24日付で2カ国分が終了)。
5 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
6 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
7 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
8 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成25年2月1日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/7/3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質5物質及び農薬63物質)
15/12/8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/7/2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル 2.5%注射液、同5%注射液、同 10%注射液)㊟㊿、オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)㊟㊿、アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊟、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㊟㊿
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊟㊿
17/4/11	厚	動物用医薬品 オルビフロキサシン㊿
17/4/11	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤㊿、セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)㊟㊿
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊟㊿、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)㊟㊿、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))㊟㊿
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。㊿は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム [㊦] 、スルファメキサゾール [㊦] 、トリメプリーム [㊦] 、セファピリンベンザチン [㊦] 、セファピリンナトリウム [㊦]
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散) [㊦] [㊦]
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット)☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆ [㊦] 、オルビフロキサシン☆ [㊦] 、スルファメキサゾール☆ [㊦] 、セファピリン☆ [㊦] 、トリメプリーム☆ [㊦]
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆ [㊦]
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆ [㊦]
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフローール) [㊦] [㊦]
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆ [㊦] 、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆ [㊦]
19/ 3/ 6	厚	農薬 トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	飼料添加物(抗菌性物質) モネンシン☆ [㊦] 1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆ [㊦] 、スルファジメキシシン☆ [㊦] 、スルファモノメキシシン☆ [㊦] 3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆㊦、ベダプロフェン☆ 2
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆ 4
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆ 1
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム 2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、フルシラゾール<一部☆> 3
19/8/21	厚	農薬 ププロフェジン<一部☆> 2
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆㊦ 1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆> 2
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆> 2
19/10/30	厚	農薬 シヘキサチン、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆ 2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆> 2
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆ 3
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)㊦㊦
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド 1
20/2/12	農	動物用医薬品 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)㊦㊦
20/3/3	厚	農薬 1, 3-ジクロロプロペン<一部☆> 2
20/3/11	厚	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒDRAMエチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、プロディファコウム☆ 7
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆ 4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。㊦は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚・農	動薬 トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)㊦㊧、トピシリン㊦㊧	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
20/9/9	厚	農薬 プロパクロール☆	1
21/2/3	厚	農薬及び動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料)	2
21/3/10	厚	動薬 セファゾリン☆㊨、ダノフロキサシン☆㊨、ナナフロシン☆㊨、ピランテル☆	4
21/3/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ビコザマイシン☆㊨	1
21/3/19	-	オクラトキシンA◎、食品中のヒ素◎	2
21/3/24	厚	農薬 メコナゾール、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	3
21/3/24	厚	農薬及び動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

㊨は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/10/27	厚	農薬 トリシクラゾール<一部☆>	2
21/11/20	農	動薬 ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)、ピルビン酸メチル	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスフロロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	6
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/25	厚	農薬 、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) ㊦	
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆	2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆㊦、ジョサマイシン☆㊦、チアムリン☆㊦	3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆㊦	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆㊦、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆㊦、イノシトール☆㊦、カルシフェロール☆㊦、β-カロテン☆㊦、クエン酸☆㊦、コバラミン☆㊦、コリン☆<農薬用途もあり>㊦、酒石酸☆㊦、チアミン☆㊦、トウガラシ色素☆㊦、トコフェロール☆㊦、ナイアシン☆㊦、乳酸☆<農薬用途もあり>㊦、パントテン酸☆㊦、ビオチン☆㊦、ピリドキシン☆㊦、マリーゴールド色素☆㊦、メナジオン☆㊦、葉酸☆㊦、リボフラビン☆㊦、レチノール☆㊦	22
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆	2
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスフロリエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	5
22/3/23	厚	動薬 アプラマイシン☆㊦、フルメキン☆㊦	2
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆㊦	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/5/11	厚	農薬 γ -BHC(リンデン)☆、クロルデン☆、ヘプタクロル☆	3
22/6/15	厚	添加物 3-エチルピリジン	1
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆(全て飼)	4
22/8/12	厚	農薬 プロペナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆、メビンホス☆	4
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリウム☆	6
22/9/27	厚	農薬 キノクラミン<一部☆>、ジクロベニル<一部☆>、トリフルミゾール<一部☆>、DCIP☆、エトキシスルフロン☆、酸化フェンブタズ☆	9
22/9/27	厚	農薬及び動薬 フェニトロチオン、フェノブカルブ	4
22/11/12	厚	農薬 チアクロプリド<一部☆>■、ファモキサドン<一部☆>■、イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ピリミジフェン☆、ピンクロゾリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	15
22/11/15	農	農薬 テルブホス(飼)☆	1
22/12/10	厚	農薬 キザロホップエチル☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動薬 フルバリネート<一部☆>■、クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	8
22/12/10	厚 農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆<一部(飼)>、メトプレン☆<一部(飼)>	6
22/12/14	厚	かび毒 アフラトキシンM ₁	1
22/12/14	農	かび毒 アフラトキシンB ₁ (飼料中)	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。Ⓜは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓢは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/1/17	農	農薬 アセフェート☆、グルホシネート☆、フェンチオン☆	3
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル<一部☆>■、テブフェンピラド<一部☆>■、プロシミドン<一部☆>■、ホサロン<一部☆>■、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	6
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆㊦、ゲンタマイシン☆㊦、スピラマイシン☆㊦、セフロキシム☆㊦	4
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/2/10	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル☆	2
23/2/14	農	農薬 フィプロニル(飼)<一部☆>	2
23/2/22	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワ T304-40 系統(食品・飼料)■	2
23/2/28	厚	添加物 アンモニウムイソバレレート	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/3/25	厚	農薬 プロピザミド■、キノメチオナート■〈一部☆〉、エタメスルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆、マラチオン☆	8
23/3/25	厚	動薬 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 β-apo-8'-カロテナール、カルミン	2
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆	2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、酢酸カルシウム、酸化カルシウム、クエン酸三エチル	5
23/6/10	厚	農薬 プロピコナゾール■、イソキサチオン〈一部☆〉、イソウロン☆、フェナリモル☆	5
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100※■	1
23/7/12	厚・農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統(飼料)■、ステアリン酸産生ダイズ MON87769 系統(食品・飼料)■	3
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 イソキサベン■、チアクロプリド■、アクリナトリン〈一部☆〉■、エポキシコナゾール〈一部☆〉■、セトキシジム〈一部☆〉、アシベンゾラルーS-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	17
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆、アルジカルブ☆	2
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要の。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/11/18	厚	農薬 フルミオキサジン■、トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセトメチル☆、プロスルフロン☆、ヘキシチアゾクス☆	6
23/12/20	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し※	2
24/1/16	厚	微生物・ウイルス 食品中のリステリア・モノサイトゲネスに係る規格基準を設定すること	1
24/1/23	厚	農薬 ペンフルフェン■、フルオルイミド<一部☆>■	3
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 テフルベンズロン<一部☆>■、シハロトリン☆	3
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ダイアジノン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆、アラクロール☆	8
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆☒	1
24/1/23	消	特定保健用食品 コタラエキス※■、キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>※■、キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>※■	3
24/1/31	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(食品)■	1
24/1/31	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(飼料)■	1
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、クロルプロマジン☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジクラズリル☆、ジメトリダゾール☆、トリクラベンダゾール☆、メロニダゾール☆、ロニダゾール☆	9
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。☒は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。☑は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/4/2	厚	添加物 アドバンテーム■、ひまわりレシチン■	2
24/4/9	厚	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(食品) ■	1
24/4/10	農	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(飼料)■	1
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、キンクロラック☆、モリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	4
24/5/21	農	農薬 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	2
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/11	厚	遺伝子組換え食品等 アミロペクチンジャガイモ AM04-1020 系統(食品)■	1
24/7/11	農	遺伝子組換え食品等 アミロペクチンジャガイモ AM04-1020 系統(飼料)■	1
24/7/18	厚	対象外物質 アザジラクチン☆	1
24/7/18	厚	農薬 フェノキサスルホン■、クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート<一部☆>■、クロフェンテジン☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	10
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆肥、センデュラマイシン☆肥、バシトラシン☆肥	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆肥	1
24/7/18	厚	農薬及び動物用医薬品 フェンバレレート☆	2
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆、フェンバレレート<一部☆>	3
24/7/31	農	遺伝子組換え食品等 LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン■	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクト S95-IB)■、モキシデクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(サイデクチンポアオン)■	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、フルキサピロキサド■、オキシシン銅<一部☆>■、カスガマイシン☆、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	9
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン、モキシデクチン☆、カルバドックス☆肥、サラフロキサシン☆肥、ネオマイシン☆肥	5
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆肥	1
24/9/12	厚	農薬及び飼料添加物 エトキシキン☆	2
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
24/9/24	消	特定保健用食品 素肌ウォーター※■	1
24/9/27	厚	添加物 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■	1
24/9/27	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■	1
24/10/11	厚	動物用医薬品 マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ J 株 19022-001 不活化菌)、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ P-5722-3 株)、馬鼻肺炎生ワクチン	3
24/10/11	農	動物用医薬品 マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(エムパック)■、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンド MH-One FDAH)■、馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(”京都微研”キャトルウイン-6)■	4
24/11/7	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(食品)■、 <i>Bacillus subtilis</i> DTS1451 (pHYT2G)株を利用して生産されたシクロデキストリングルカトランスフェラーゼ■	2
24/11/7	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(飼料)■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。 ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。 ■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。 肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。 耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/11/20	厚	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン	1
24/11/20	農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエスブイ2)■	1
24/12/12	厚	添加物 グルタミンバリングリシン■	1
24/12/12	厚	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン、フルニキシメグルミン	2
24/12/12	農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”カーフウイン6)■、フルニキシメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペースト)■	2
24/12/25	厚	遺伝子組換え食品等 ARG-No.3 株を利用して生産された L-アルギニン■	1
25/1/24	厚	遺伝子組換え食品等 RN-No.1 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム■、RN-No.1 株を利用して生産された 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム■	2
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆、ヘプタクロル☆	6
25/1/30	農	動物用医薬品 イリドウイルス病・ぶりびブリオ病・α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”マリナ-4)■、エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)■、マイコプラズマ・シノビエ感染症凍結生ワクチン(MS 生ワクチン(NBI))■	3
25/1/30	厚	農薬 アラクロール■、シアントラニリプロール■、シエノピラフェン■、フロニカミド■、ペンチオピラド■、メパニピリム■、チフェンスルフロンメチル<一部☆>■、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆	12
25/1/30	厚	農薬及び動物用医薬品 エトキサゾール	2
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メクロプラミド☆、イリドウイルス病・ぶりびブリオ病・α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン	4

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム<一部☆>★	2
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ★	1
24/7/24～8/22	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(食品) ■★	1
24/11/20～12/19	器具・容器包装 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)★	1
24/11/27～12/26	動物用医薬品 エリスロマイシン☆★	1
24/12/4～1/2	飼料添加物(抗菌性物質) モネンシン☆■★	1
24/12/11～1/9	農薬 1,3-ジクロロプロペン<一部☆>#★	2
24/12/11～1/9	動物用医薬品 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)◎■★	1
24/12/18～1/16	添加物 3-エチルピリジン、アンモニウムイソバレレート★	2
24/12/18～1/16	農薬 アゾシクロチン及びシヘキサチン☆★	2
24/12/18～1/16	動物用医薬品 セファゾリン☆■★	1
25/1/22～2/20	農薬 γ-BHC(リンデン)☆#、プロパクロール☆、モリネート☆#	3
25/1/22～2/20	動物用医薬品 マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(エムパック)■、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンド MH-One FDAH)■、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ J株 19022-001 不活化菌)、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ P-5722-3 株)、ダノフロキサシン☆■	5
25/1/29～2/27	動物用医薬品 トリクラベンダゾール☆	1
25/1/29～2/27	対象外物質 イノシトール☆■、コバラミン☆■、チアミン☆■、ナイアシン☆■、パントテン酸☆■、ビオチン☆■、ピリドキシン☆■、葉酸☆■、リボフラビン☆■	9

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
24/4/5	農	肥料 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質「リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」を除く)	(1)
24/4/5	厚	動物用医薬品 ラクトフェリン	1
24/4/5	農	動物用医薬品 ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストラック)■	1
24/4/5	厚	遺伝子組換え食品等 LU11439 株を利用して生産されたりボフラビン■	1
24/4/12	厚	微生物・ウイルス 牛肝臓に係る規格基準の設定について	1
24/4/12	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(スイートコーン)■	1
24/4/12	農	肥料 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質「リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」)	1
24/4/19	厚	農薬 スピロジクロフェン<一部☆>■	2
24/4/26	厚	器具・容器包装 食品用器具又は容器包装に再生紙を使用すること(食品用器具又は容器包装に再生紙を使用することに関して規格基準を定めること)	1
24/4/26	厚	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統(食品)■	1
24/5/10	厚	器具・容器包装 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に定められた乳及び乳製品の販売用容器包装に係る規格の改正(牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装の内容物に直接接する部分以外に使用できる合成樹脂を追加する件)	1
24/5/10	厚	農薬 ホスメット☆、プロスルホカルブ■、ペンチオピラド■、ミルバメクチン■	4
24/5/10	農	農薬 ホスメット☆	1
24/5/10	厚	清涼飲料水関連物質 水銀、クロロ酢酸、トリクロロ酢酸	3
24/5/10	農	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統(飼料)■	1
24/5/24	厚 農	プリオン 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価③(ホンジュラス、ノルウェー)◎	2
24/5/24	厚	農薬 クロマフェノジド■、スピロメシフェン■	2
24/5/31	厚	農薬 エトフメセート<一部☆>■	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
24/5/31	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ HB119 系統(食品)■	1
24/6/7	厚	農薬及び添加物 ピリメタニル<一部☆>■	3
24/6/7	厚	農薬 フェンピラザミン■	1
24/6/7	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ HB119 系統(飼料)■	1
24/6/21	厚	農薬 サフルフェナシル■、シアゾファミド■、スピネトラム■、アミスルブロム■	4
24/6/21	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(食品)■、チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統(食品)	2
24/6/28	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(飼料)■、チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統(飼料)	2
24/6/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5■	1
24/6/28 (評価終了)	—	微生物・ウイルス 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価◎	1
24/7/9	厚	添加物 亜塩素酸水■	1
24/7/23	厚	清涼飲料水関連物質 ニッケル	1
24/7/23	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.5株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■1	1
24/8/6	厚	農薬 テブプロキン、ペンディメタリン■、ボスカリド■	3
24/8/6	農	農薬 ペンディメタリン☆<飼>	1
24/8/6	厚	清涼飲料水関連物質 アンチモン、ほう素、マンガン	3
24/8/20	厚	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及びグリホサート耐性ダイズ MON87705 系統(食品)■	1
24/8/27	農	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及びグリホサート耐性ダイズ MON87705 系統(飼料)■	1
24/9/3	厚	遺伝子組換え食品等 pLPL 株を利用して生産されたホスホリパーゼ■、pPDN 株を利用して生産されたホスホリパーゼ■	2
24/9/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 タイロシン☆■	1
24/9/10	農	動物用医薬品 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)■	1
24/9/24	厚	農薬 エタボキサム、シプロジニル<一部☆>	3

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
24/9/24	農	動物用医薬品 鶏大腸菌症生ワクチン(ガルエヌテクト CBL) ■	1
24/9/24	厚	動物用医薬品 鶏大腸菌症生ワクチン	1
24/9/24	厚	遺伝子組換え食品等 PHE1213 株を利用して生産された L-フェニルアラニン ■	1
24/9/24	農	薬剤耐性菌 家畜に使用するノシヘプタイドによる薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価	1
24/9/24	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)◎■	1
24/10/1	厚	農薬 チフルザミド、フルオピラム ■	2
24/10/15	厚	農薬 イミダクロプリド、ピフェナゼート ■、ピラクロストロビン ■、フルベンジアミド ■、ジフェノコナゾール<一部☆> ■、フルフェナセット<一部☆> ■	8
24/10/15	厚	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品)	1
24/10/15	厚	対象外物質 アスパラギン☆、アラニン☆、アルギニン☆、グリシン☆、グルタミン☆、セリン☆、チロシン☆、バリン☆、ヒスチジン☆、メチオニン☆、ロイシン☆	11
24/10/22	厚	添加物 5-メチルキノキサリン	1
24/10/22	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し※	(2)
24/10/22	農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(飼料)	1
24/10/29	厚	農薬及び動物用医薬品 ジノテフラン ■	2
24/10/29	厚	農薬 テブコナゾール ■、フロニカミド ■、ベンチアバリバリカルブイソプロピル ■、イプフェンカルバゾン ■、ジカンバ<一部☆> ■、プロパルギット<一部☆>	8
24/10/29	農	農薬 ジカンバ(飼料)<一部☆> ■	2
24/10/29	厚	動物用医薬品 アザペロン☆	1
24/10/29	厚	清涼飲料水関連物質 亜硝酸性窒素、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、セレン、バリウム	4
24/11/5	農	動物用医薬品 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバック PRRS 生ワクチン) ■、鶏伝染性気管支炎生ワクチン(“京都微研”、ポールセーバーIB) ■	2
24/11/5	厚	動物用医薬品、飼料添加物及び農薬 オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン<一部☆> ■■	3
24/11/5	厚	動物用医薬品 ドキシサイクリン☆■	1
24/11/12	厚	農薬 イミシアホス ■、クロラントラニリプロール ■、シメコナゾール ■、ピフェントリン ■、ピリダリル ■	5
24/11/19	厚	プリオン 食品一般の製造、加工及び調理基準として、牛のせき柱に係る規定を改正すること	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
24/11/26	厚	農薬 イソピラザム■、ピリオフェノン■	2
24/12/10	厚	農薬 シアゾファミド■、メキシフェノジド■、ピリフルキナゾン■、プロプロフェジン■	4
24/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 イソプロチオラン■	2
24/12/17	厚	清涼飲料水関連物質 ふっ素	1
24/12/17	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 5 品種を除く。)■	1
25/1/7	厚	農薬 アメクトラジン■、フェンピロキシメート<一部☆>■	3
25/1/7	農	動物用医薬品 孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤(パイセス)■	1
25/1/7	厚	動物用医薬品 リンコマイシン☆㊦	1
25/1/7	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナラシン☆㊦	1
25/1/7	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 系統並びにアシルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	1
25/1/21	厚	添加物 硫酸カリウム、乳酸カリウム	2
25/1/21	厚	農薬 フェントエート■	1
25/1/21	農	農薬 フェントエート☆	1
25/1/28	農	肥料・飼料等 肥料取締法第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の改正(「化成肥料」及び「配合肥料」の原料として、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物の燃焼灰(牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰に限る。)を追加する公定規格の変更。)	1
25/1/28	厚	農薬 アルドリリン及びディルドリン<一部☆>#	2
25/1/28	厚	動物用医薬品 ジルパテロール■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
25/1/28	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統並びにアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統(食品)■ 2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

IV その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚 農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針